

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

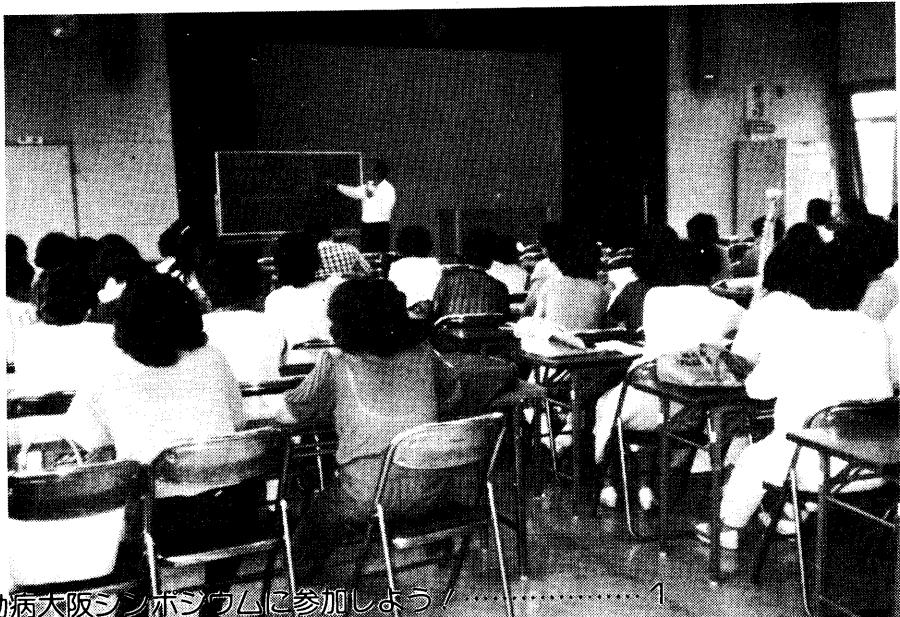
関西労災職業病5月号

(通巻第132号)

関西労働者安全センター 1985.5.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●5・25振動病大阪シンポジウムに参加しよう！	1
●第5期労災職業病闘争講座への御案内	3
●[学習のページ] こんなときどうする（10）	5
●シリーズ／民営化・民間委託と労災職業病	8
●安全衛生ひとつくちメモ	11
●前線から（ニュース）	12

4月の新聞記事から / 17

■表紙写真／東大阪学給労健診報告会

白ろう病訴訟高松高裁判決を 全労働者の力で糾弾し職業病闘争の前進を!

5/25振動病大阪シンポジウムに参加しよう!

「産業革命以来、高速度の交通機関をはじめとして各種機械が次々と生まれ、それが人間の労働を軽減し、生活を便利にし、生活水準の向上に役立ってきたことは紛れもない事実である反面、永年タイプライターやレジスターを打つていると頸肩腕症候群を発症させることがあるよう、各種の職業病が発生することも事実であるが、こうした機械を数年にわたって使用した後に発生した重症でない職業病について、直ちに使用者に債務不履行の責任があるとしたら、長期的にみれば機械文明の発達による人間生活の便利さの向上を阻み、特に我が国のように各種の機械の発達で生活せねばならない国においては国民生活の維持向上を逆行さすもので合理的であるとはいえない。」

これは、高松高裁が去年九月一九日に下した、いわゆる「高知白ろう訴訟」判決の中の一文です。一読すればわかるように、この判決は職業病は文明発達のための必要悪であり、企業に責任はないと断言するという、全く

現代社会の常識に反する判断となっています。

この裁判は、チエンソーや伐木作業に従事し、振動病となつた元国有林労働者十二名が原告になり、林野庁を相手取り、一九七四年に高知地裁に提訴しました。そして高知地裁では、国側の責任を全面的に認めた判決が出ましたが、その後、控訴審の法廷が進められ、こんどは一八〇度ひるがえつた原告敗訴の最悪の判決となつたものです。

この判決は高松高裁の一人の裁判官の問題に帰するものではなく、これまでの労災職業病や、反公害の闘いで勝ち取られてきた、企業責任の考え方に対する全面的な挑戦であり、他の裁判等に対し影響を及ぼすものと考えねばなりません。

来たる五月二十五日に総評大阪地評は、「高松高裁不当判決批判・人権を守る振動病大阪シンポジウム」を開催します。労災職業病、安全衛生の闘いを進めるすべての皆さんにこのシンポへの参加を強く呼びかけます。

高松高裁不当判決批判・人権を守る

振動病大阪シンポジウム

5月25日(土)午後1時～5時

特別報告：五島正規(全林野医師団)、深田和之(全林野弁護団)、全林野大阪地本

特別講演：細川汀 現場からの報告：全林野患者代表、全遼、国労、全港湾、全金

於：PLP会館

白ろう病訴訟
控訴審判決

原告側が逆転敗訴

賠償金の返済命、アーティス

予見不可能、障害は「局所」

9/9 高松高裁

国に故意・過失ない

第5期

労災職業病 闘争講座

第5期労災職業病闘争講座を開催します。

本講座では、職場で進行している健康破壊の実態を正しく知るために個々の疾病に対する正しい認識をもち、労働環境におけるそれらの原因をしっかりと把握すること、そして、職場・地域を基盤として労災職業病闘争を進めていくために必要な知識を身につけることを目的としています。

今年で5年目になるわけですが、今期は、前期一運動編、後期一医療編という従来の枠組に加え、新たに、9月に特別講義を設定し今日的な課題を取り上げていくことにしました。本年は「VDT労働の安全衛生」と題し、労働科学研究所の酒井一博氏にお話ししていただきます。

より多くの皆さんの参加を呼びかけます。

※ 開講期間	(前期) 6月19日～7月24日 (後期) 9月25日～10月30日
※ 開講時間	午後6時～8時
※ 開講場所	大阪労働金庫本店会議室 森ノ宮駅(国鉄、地下鉄)下車・市立労働会館南側
※ 受講費	12回通し(特別講義を含む) 4000円(会員は3000円) 前期または後期のみ(特別講義を含む) 2000円(会員は1500円) 1回のみ 400円(会員は300円)
※ 受講方法	受講申込書に記入の上、関西労働者安全センターまで送付して下さるか、または直接会場に持参して下さい。
※ その他講座に関する問い合わせ	は関西労働者安全センターまで
	〒550 大阪市西区新町2-19-20 西長堀ビル402号 ☎ (06) 538-0148

前期

安全センターでは、労災職業病を単なる知識ではなく、運動として取り組んできました。その中でも、職場で取り組む上で重要なポイントを運動編としてまとめました。そして、今の情勢の中でとりわけ重要な労基法・労災保険法改悪問題をとりあげ、また、昨年の9. / 4高知白ろう訴訟不当判決によって今後の労災職業病闘争を左右する重大な課題となってきた振動病闘争の中心である全林野からの報告を行ないます。

後期

今、職場には機械・コンピュータがどんどん導入され、疲労性の病気、循環器病や精神障害が増加しているといわれています。しかし、肩こりは病気ではないとか、脳卒中や腰痛は持病だとか、まだまだ職業病に対する偏見が世の中にははびこっています。

職業病問題に取り組む上で最も大切なのは病気に関する正しい知識です。医療編は豊富な経験をもつ医師が担当し、職業病に関する正しい知識を解説します。あわせてそれぞれの職業病の認定基準の問題点についても取り上げていきますので、実践に役立てていただきたいと思います。

前期一運動編		期間 6月19日～7月24日 (毎週水曜日)
6月19日	開講式 映画ー全港湾米穀運送分会の闘いー上映と報告	
6月26日	労基法、労災保険法改悪問題	尾崎勝治 (全港湾建設支部)
7月3日	労働運動と労災職業病闘争	金銅正夫 (全林野大阪地本)
7月10日	職場の健診と環境調査	田村孝弘 (松浦診療所健診部)
7月17日	労災補償のしくみと認定闘争	紙谷英信 (安全センター事務局長代行)
7月24日	職場の安全衛生を考える	榎本祥文 (安全センター事務局長)

特別講義 9月

VDT 労働の安全衛生 酒井一博 (労働科学研究所)

後期一医療編		期間 9月25日～10月30日 (毎週水曜日)
9月25日	腰痛症	新井孝和 (京大阪大労職研医師)
10月2日	脳卒中・心臓病	足達七郎 ()
10月9日	頭脳機能障害	松浦良和 (松浦診療所々長)
10月16日	じん肺・中毒症	大成功一 (京大阪大労職研医師)
10月23日	労働と精神神経障害	川合 仁 (京大精神科医師) (予定)
10月30日	終了式 紀念講演	

こんなときどうする

職場安全活動の手引き

(10)

通勤災害（上）

以前この学習シリーズの中で、通勤災害の補償は労災なみ、権利は私傷病なみということについて述べましたが、これらの比較を一覧表にしたのが左表です。

よって行い、権利のみ私傷病扱いと
いう答申を得て、昭和四八年に法制化したのです。

第一には、通勤の定義です。これは、「労働者が「就業に関し」「住居」と「就業の場所」との間を「合理的経路」及び「方法」で往復することとし「業務の性格を有するもの」を除く」としています。このうち、「労働者」については、事業主の除外や一人親方の扱い方の問題について、「労災と同じです。また「業務の性格を有するものは除く」とは、

くり返しになりますが、総評を中心として労働側は、「通勤災害は業務と不可分一体のものであり、そこ

における災害は労災として認定のワクに含めるべき」という主張を行い、に発生した災害ということで何といふことはなく、ほとんどの場合、常ていきました。しかし、これには事業主側の激しい反対があり、労働省はいつものやり方で労働大臣の諮問機関として「通勤途上災害調査会」を設置、財源も補償水準も労災保険に

争に発展する可能性もほほないと思われます。したがって、問題はまぎらわしい場合にのみ現われます。

労働省が通勤災害について定義していることには三つあります。
職業病の認定のように、医学的例えは、出張の途中などは労災として認定するので通勤ではないと念押しありで、通勤としての要件は

この一つを除いて、五つあることになります。

第二には、「通

勤による災害」ということに関するです。定義では、

「通勤と災害との間に相当因果関係があること」 「通勤に通常伴う危険が具体化したこと」とされてい

る第三には、「往復の間にかかる「経路の逸脱」なり「通勤の中止」のとり扱いです。定義としては、中止・逸脱の間及びその後は通勤としないことを原則とし、一日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為を止むを得ない事由により行うための最少限度のものは、その中止・

事項		業務災害	通勤災害
使用者の補償責任	労働者の費用負担		
ありなし	なし	なし	なし
適用される。 重大過失等による災害発生に関する事業主からの費用徴収	適用される。 災害予防に関するものについて行われないときは、一部を除き適用される。	事業の種類ごとに災害率等に応じて異なる。 $(\frac{4}{1000} \sim \frac{129}{1000})$	事業の種類にかかわらず一律となる。 $(\frac{1}{1000})$
労基法上の取扱い 労基法上の災害補償責任の対象となる場合 休業後の最初の三日間についての事業主の補償責任 解雇制限の適用 業務災害又は通勤災害による休業期間が年次休暇の要件たる年次休暇割以上の場合の出勤した日の数として取り扱われる	対象となる。 あり あり あり あり あり	対象となる。 なし なし 出勤したものは取り扱われない。 出勤したものは取り扱われない。	対象となる。 なし なし 出勤したものは取り扱われない。

「通勤による」の 事例から

これは安全センターが取り組んだ例ですが、保母のAさんが、ある日自転車で職場に行く途中、坂道にさしかかり無理な姿勢をとった際にギックリ腰を起こして動けなくなり、運びこまれた病院で「腰部ねんざ」と診断されたケースです。

申請に対し認定当局は、腰部ねんさがあること、それが通勤途上の坂道で不自然な姿勢のため発生したこととは全面的に認めました。しかし通災として認定しませんでした。なぜなのか?いわく、「自転車通勤に通常伴う危険とは転倒・衝突などを予想しており、腰部ねんさは通常伴う危険でなく、例外的なことである。従って、通勤によるとはいえない」と。

これは地方公務員災害基金大阪府

労働省に比べて、地公災基金の判断

支部の見解ですが、最も狭い解釈の例でしょう。労働省の通例の理解としては、まず、被災者の「故意」が入っていないことと「全くの偶然の発生」(機会発症といふ)を除いては弾力的な運用が行われているといえます。故意がからんだ代表例は、いわゆる

通勤途上のケンカによる負傷などもあり、機会発症でいえば、例はよべないかも知れませんが、前から虫歯であった人がたまたま通勤電車の中で痛み出して近くの医院へ行つたと

いうようなことです。

弾力的運用というこの代表例は新宿バス放火事件ですが、この時労働省は「大都會東京ではバス放火は通常伴う危険といえなくもない」として通災を認めたのです。その他にも、暴漢に襲われた、がけ崩れ、野犬にかまれた、まむにかまれた、とび降り自殺のあきやえ、など認定例は多いのです。

はいかにも笑すぎるというのが我々のこれまでの感想です。結論として、は、先にあげたような、故意や全くに通災を主張し、認定されるべきだと思ひます。

民営化・民間委託と労災・職業病

全通

厳しい状況におかれる

郵政事業

合理化と民間委託による民間との競争力強化である。

臨調報告では事業体質の改善として、「事業全般にわたって従来の枠を超えて業務委託を積極的に行う。

その際、競争原理による事業の効率を確保するため、委託先の多角化を積極的に行う。一としており、郵便物を局から局に運ぶ道路特に、郵便物を局から局に運ぶ道路運送についての委託先多角化の推進を上げている。これは現在の郵便道

合にさらされている。また、電気通信の発展による他の通信手段との競合にもさらされ続けているのが現状だ。この状況について一昨年一月に提出された第二臨調報告はすばり「改革案」を打ち出している。それは、

新たに実施された

翌日配達体制

今回は、郵便内務の勤務体制の効率化問題について述べておきたい。

郵政省は郵便事業のサービス向上のため、去年二月より郵便輸送システムを大きく変えている。

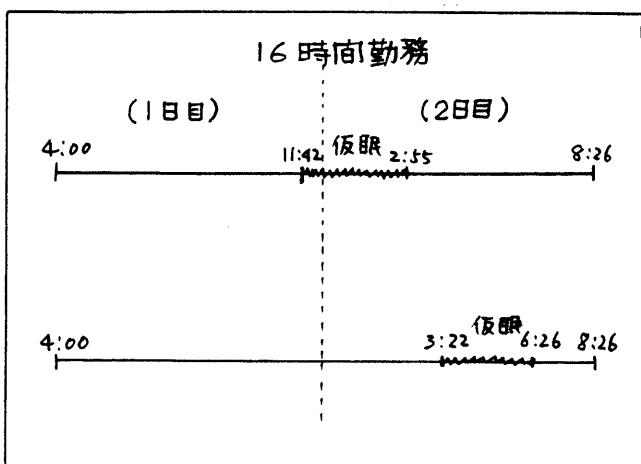
おおまかにこのシステムによる郵便の流れを追ってみると・・・・・

夕方までに引き受けられた郵便物は、その日の午後九時前後から各地域ごとに設定されている地域区分局へ次々と入っていく。他の地域でのものについては短時間で処理して

地域間運送便にて輸送する。あて地域の地域区分へは午前二時前後に到着する。これを午前四時前後から短時間で処理し地域内運送便で各局へ送る。・・・ということになる。これによつて翌日配達の地域が大きく拡大したことになる。しかし、このため内務労働者の深夜の作業量が大きくなることになる。つまり昼夜に集配して夜に輸送という民間の運送会社の形に少し近づいたわけである。

16勤で深夜の 区分け発着作業

で、翌日八時半まで勤務するという形である。



十時出勤、翌朝六時半退勤) の実施が必要となつてくる。民間の宅配業者のシステムは元々からそうした深夜勤によって支えられており、経営的な競争力のためには、その形をまねる以外はない。こうした実情から郵政省は民間の例まで加えて地域区分局における深夜勤導入を全通に提案してきている。

「生命と健康」の止止みを 労働環境の劣悪化に

全国に八八か所存在する地域区分司ではこのシステムのために、それまでの日勤、夜勤を中心とした勤務体制に、二日間続けて勤務する一六前一時～午前六時の深夜の時間帯で時間勤務が大幅に組み込まれている。あり、このシステムをさらに郵政省が強化し効率的にしようとするれば、

郵政労働者の現場は、年間五千件を超える交通事故をはじめとして、バイク振動病などの職業病を含め年間一万件の公務災害が発生する労働実態である。この上に夜間労働を強化する方向になつてゐる現在、その労働環境は劣悪化の一途をたどつてゐるといつてよいだらう。

去年の夏に全通京都中央支部が実施した健康調査で一六勤実施後の蓄

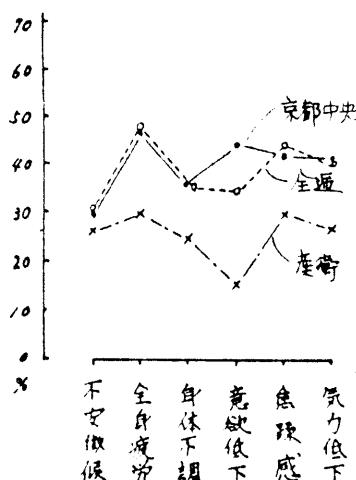
積疲労の鑑が明らかになつてゐる。ということではないだろうか。

夜間労働が健康障害のいわゆるバッケグラウンドになるという定説からして、こうした労働環境の劣悪化には大いに警戒心が必要であるといえよう。

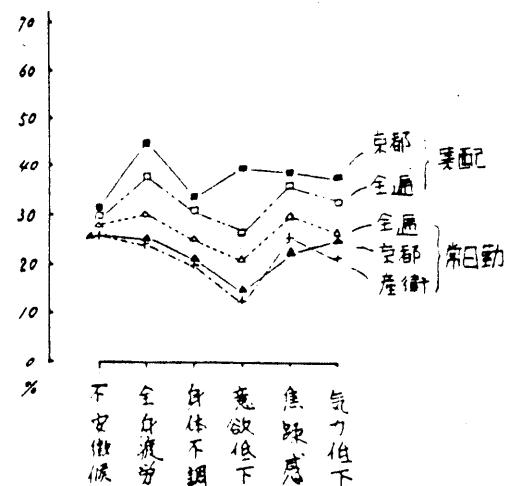
民間宅配業者に押されつけ、郵便事業の危機が言われる現状の中で、こうした夜間労働の問題について、「労働者の生命と健康を守る」観点から見るといかにも矛盾が生じてくるようと思える。民間宅配業者が労働力だけではなく、「生命と健康」をも賣り取つてしのぎを削つてゐる実態に、郵政労働者の実態を限りなく近づけようとするのが政府・郵政省の方向であろう。そして、これについてこれない者はやめるしかないという状況づくりこそをねらつてゐるところなければならない。

したがつて今求められているのは、労働者の側で健康管理の統一的把握を積極的に行ない、情勢に「生命と健康」の歯止めをかける必要がある

深夜交代制



常日勤及び集配



全道京都中央支部健康調査

結果報告書(85.2)より

「安全衛生」とひがめも

パソコンをおく机の高さは?

ブラウン管を見ながらキーボードをパコパコたたくコンピュータ作業についてひとこと。

オフィスコンピュータだけではなくて、パソコンを仕事に利用するところが最近ではかなり多くなっているようだ。そして、こういう場合コンピュータ用の机など使わず、たいてい普通の事務机の上にキーボードを置いている。この状態でかなり長い時間使うとかなり姿勢に無理がかかる、腕・肩の負担が大きくなる。原因は机が高すぎるにある。

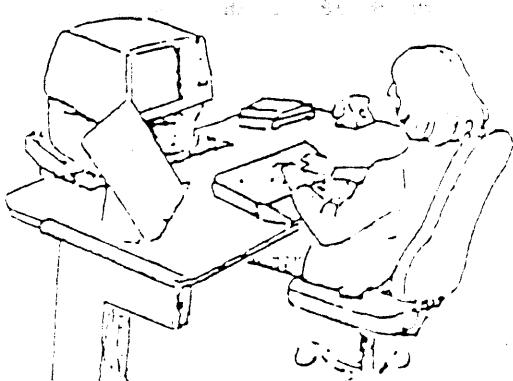
労働科学研究所の「VDT作業設計のためのチェックポイント」による計のためのチェックポイントによる、「足台なしに足うらを床面につけてすわった位置からキーボード中列に手をのばして前腕がゆったり平らに保てるキーボードの高さ」が最

適の高さであるという。普通の事務机の上にキーボードを置くと、とても前腕(ひじから先)を平らにすることなどできない。イスを高くする

といふ手もあるが、そうすると不安定な状態になり、作業中の緊張感が増してしまう。つまり、机については充分に低く調整できるものが必要ということになるだろう。労働科学研究所の小木和孝氏は「この点をうまく実現できれば、まずキーボードのスペース設計の大半はうまくいく」と思っているくらい」と言うほど重要な点として指摘している。

オフィスコンピュータの場合は、あらかじめ低い位置になつているが、人によって自分にあつた高さに調節できるかといえばそうでもない。最も

下げきりきるもので安定感のあるものにすることが大切である。



オフィスコンピュータの運んだ作業姿勢

前編から

不當な 基金審査会の

公務外決定(腰痛再発)

【大阪地裁へ提訴】 「一回法廷がれる」

環津市にあ
る小学校で用
務員をしてい

部審査会および基金審査会
はこれによりとく公務外
認定を下してきた。

これらの公務外認定の主
な理由としては、牧野氏の
年三月、廊下 初発公務傷病(八〇年三月)は本年四月原決定取り消し
て丸、いすの整理作業をしてある「腰部ネンザ・椎間

腰板損傷を起こし、同年
六月まで通院加療していた。月を経て自然的に症状が悪
化していくとは認め難い一

をかねとつていきたい。
かれた。今後安全センター

もとづいたものである」と
は明らかである。
まつたく医学的根拠がなく、
労災職業病に対する偏見に
もとづいたものである」と
は認められているのである。
すなわち、公務外認定を不
正も再発の可能性が大と
認められていているのである。
した三審査機関の見解には

無い切るのである。

しかし、この件につき主

治医をはじめとする三人の
医師の医学的見解では、い

る牧野常雄氏
は、一九八〇年三月、廊下
初発公務傷病(八〇年三月)は本年四月原決定取り消し
て丸、いすの整理作業をしてある「腰部ネンザ・椎間

腰板損傷を起こし、同年
六月まで通院加療していた。月を経て自然的に症状が悪
化していくとは認め難い一
をかねとつていきたい。
かれた。今後安全センター

としても全面支援し、勝利
三月に公務災害(再発)申請をおこなった。しかしながら、大阪府基、金支部、支
から再発するわけがないと

てや牧野氏の場合、初発傷
病が「軽症」であったのだ
次回法廷

七月三日(水)午前十時
八〇九号法庭

倉庫労働者の頸肩腕障害

業務上認定へいよいよ大詰め

・全金浪速鉄工支部

全金浪速鉄工支部（港区）転落事故をおこし、今回頸の組合員である山西正久氏 腕にかかったのは反対側の頸肩腕症候群につき四月

一七日、当該支部と安全セントナー共同の調査結果にもとづく資料と意見書を西労基署に提出した。

意見書の内容は主に、山

東大阪

全金東大阪地協枚岡ブロックが

安全パトロールを実施

二年目を終え更に充実したもののへ

山西氏が本疾患で通院し始める時期（昨年十月がちょうど五月十四日、全金東大阪

ど金属製品の入出荷が急激に増加した時期にあたり、地協枚岡ブロックは石橋特殊線工業支部と富士精線支主要な仕事であるはい付け作部において安全パトロールを実施した。パトロールに

は、ブロックから三名、地鋼線の伸線を業とし、現業薄となり労働密度が高まつたこと、あるいは八二年に本から北方常任、安全セン

の左肩・左腕を痛め、その後遺症で現在も左手が充分に使えないことによる右肩・右腕への負担の増加などを主張したものである。

二月十三日の申請以来三か月が経過し、これまで当該支部、安全センターで何度か交渉をもつてきましたが、

現在は労基署側の調査もほぼ終了し、大詰めの段階にきている。しかしながら、労基署側は未だ、現場労働者に対する頭腕症の発症に対し疑問視する傾向もあり、そのような偏見を打ち破るためにも今後より交渉をつけていく予定である。

る。工程は、原材料洗浄、樹脂被膜塗布、伸線、繞きなまし、梱包に分かれている。

全体的に見ると重大事故の因子は比較的少ないが、何点かが改善点として指摘された。床面の凹凸があり通路の表示も見えにくいこと、樹脂被膜塗布の現場の喚気、工場の照明がやや暗いことなどである。また、定期健診は年二回行われているということであったが、

毎回シントゲンの間接撮影を実施している点は、レントゲン検査の有効性と放射線被ばくの危険性の両面からいって、問題といえよう。また、昼夜兼行が必要な焼きまき現場では三交替制がとられており、深夜勤の影響も今後注意していく必要があるだろう。

富士精線は組合員数二十数名の支部であるが、ここも同業種である。基本工程は石橋どちらがいないが、ただ、洗浄の際、フッ化水素酸が使用されており、有害性が高度であるため（呼吸器などに対する）使用上充分な注意を要する。また、烟包作業において、約三分の一のローラーを中腰にて取り扱わねばならないことが、う腰痛発生が考えられるので改善が必要と指摘された。

問題といえよう。これで一年目が終了し、このあるべきまき現場では三交替制がとられており、深夜勤の影響も今後注意していく必要があるだろう。

ね良であった。

工場内部の整理整頓は概ね良であった。

本ブロックの安全パトはこれで二年目が終了し、こととしている。

紹介の玉川診療所）を変

中味のあるものにしていく

機会にパトロールの内容について点検し、より一層強要したり、現在通院している医療機関（安全センターソーシャルセーフティ）を変

えて諸々の圧力をかけてきている。しかし、Iさんは玉川診療所に通院し始めるまでこの産業医の指示で二

泉州 銀行窓口業務によるケイワク 被災者に銀行が様々ないやがらせ

K銀行で窓口業務についていたIさんは、頸肩腕障害で昨年五月以来休業に追害され、現在も治療を継続している。Iさんは休業当初より銀行側に労災の申請を要求していたものの銀行は無視し続け、ようやく退職へ追い込まれた人もいるところを中腰にて取扱った。このK銀行に

としての頭腕症にまつたく理解がないところから、現もみ消され、あるものは申請はしたものの銀行側の協力が得られず業務外決定を出されたり、その結果自己かにIさんを「自己」退職へと追い込もうとするもの

として、またさら銀行側はIさんに対しにやがらせてきていている。Iさん

南大阪**針灸習会第十一期がスタート**

みんなでやる針灸

ハリヒトに富む参加者

第十一期労働者針灸を実質的なものへと取り組みが進められる予定である。

月九日に全港湾関西地本会

学習会がスタートした。五組みが進められる予定である。

月九日

に全港湾関西地本会議室で開講式が行われ、約三〇名の受講者が参加した。

委員会が進められる予定である。

例年に比べ参加者がやや減ったものの、新しい単産からの参加者をいく人か迎え、毎回行われる職場闘争報告などを通じた交流が期待される。

また、今年からは実行委員を拡充し、更に皆でやる針灸を実現する

西宮**岩永訴訟控訴審**

**解決金結着ではなく
あくまで職場復帰へ**

立てた例などをこの十年間の成果としてパンフレットにしてはどうかというような案も出ており、この意味でも今年の実行委には大いに期待されるところである。なお、参加定員にはまだやや余裕があるため実行委員では応募者を五月二三日まで募集している。

法廷は去年の本人尋問を最後に証人尋問を打ち切り、両者から書面を提出していくことで進められることになつた。約三〇名の支援傍聴者がつめかけ、今後もあらゆる方法をもつてこの闘いを支援してゆくことを確認した。原告岩永さんは現在も就労闘争を続けており国内外を通じた意気は高い。

「労働者の身体は労働者自身が守る」というスローガン

四月十六日、岩永訴訟控訴審法廷が大阪高裁にて開かれた。福祉施設砂子療育園の腰痛被災者に対するみ

り裁判所による職権の和解

西宮

あくまで職場復帰へ

せしめ的な解雇処分を岩永

千富さんが受けてからすでに六年になるが、去年末より裁判所による職権の和解

南大阪

仕事要求者組合で

「労働と健康管理」学習会

四月十八日、部落解放同盟の矢田地区仕事要求者組合の連続学習会に講師として

対象者は今後再就職をめざしている人たちで高齢者が多く、講演の内容は職場

での健康管理や安全衛生問題を主に、とりわけ中小企業におけるそれらの問題がいかに経営者によつて軽視されているか、また労働者が苦しめられている実態

東大阪市役所労働組合では、安全衛生対策の一環として、労働環境調査を行うことにしている。同労組では安全衛生の問題を多くか

得てきたとはいえない状況であり、その反省の上に立つて今回の取り組みとなつたものである。

東大阪

東大阪市役所労組が

「安全な生活動を活発化

問題の山積している環境事業部の職場、清掃工場に的を得たとほり、今後の腰痛健診などの対策もにらんだ上で行うことになった。

これを機会に今後の同労組の安全衛生の闘いの発展が望まれるところである。

四月十八日、部落解放同盟の矢田地区仕事要求者組合の連続学習会に講師として参加し、「労働と健康管理」について一と題し約一時間の講演を行つた。

対象者は今後再就職をめざしている人たちで高齢者が多く、講演の内容は職場での健康管理や安全衛生問題を主に、とりわけ中小企業におけるそれらの問題がいかに経営者によつて軽視されているか、また労働者が苦しめられている実態

東大阪市役所労働組合では、安全衛生対策の一環として、労働環境調査を行うことにしている。同労組では安全衛生の問題を多くかかる職場をもちらがらこれまで運動を充分に組織し

安全センターと相談の結果、この調査ではまず、腰痛やほこりが多いことなど

今回の参加者は、今後数回の連続学習会を終え、仕事要求者の組合員に組織されるわけであるが、現在の未組織労働者の労働実態を考えれば、ひとりでも多くの人が組合へ参加され健康としてとらえることの必要性を説いた。

これが機会に今後の同労組の安全衛生の闘いの発展が望まれるところである。

高松高裁 不当判決 批判

人権と健康を守る

「振動病」シンポジウム 報告書

特別報告 (9~30)

チエンソー使用労働と振動障害

訴訟を確信して上告審にのぞむ

国有林野における振動病闘争一闘いの経過・課題・決意一

各界の報告・意見 (31~64, 75~78, 79~85)

憲法学者としての感想と意見—日本国憲法と二審判決、今後の課題—

人間を優位に置く「安全本質化」の法理の確立を二審判決をふまえ

社会保険法の見地からみた二審判決 権利回復とその予防的保障こそ

最高裁で逆転勝利を

医師の立場から—医学的常識に反する判決—

公害病の立場から

他

発行: 白ろう病裁判を支援し人権を守る会

安全センターまでお問い合わせ下さい 総評・全林野

作業環境測定は職場における健康管理の第一歩

環境計量証明事業登録

農度 大阪府 10152号

騒音レベル 大阪府 10153号

作業環境測定機関登録

27 43号

(第1,3,4,5号)

医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号

TEL. (06) 574-8049

毎日新聞記事から

- 四・一 客宙返りコースターの乗客と係員が激突、乗客即死、係員ケガ（石川）
- 四・二 原子燃料工業へ出向した古河電工社員への復帰命令は、「本人の同意は不要、復帰拒否を理由にした懲戒解雇は正当」と最高裁判決。
- 四・三 単身赴任した日本パークライジング勝田工場長が名神高速で飛び降り自殺（神奈川）
- 四・四 立往生していた大型トラックに、大型トラックが追突し運転手即死、三人ケガ（名阪・奈良）
- 四・五 ガラス工場で火事、一人がCO中毒（平野）
- 四・六 魚運搬船が沈没、二人救助、二人不明（玄海灘）
- 四・七 名古屋新幹線訴訟で「被害は受忍限度を越えず、賠償金大幅減額・減速認めず」と住民敗訴の不当判決（名古屋高裁）。原告上告
- 四・八 清水港に停泊中の貨物船で酸欠事故、船長ら二人死亡、一人重体（静岡）
- 四・九 天六ガス爆発事故（大阪地裁）
- 四・一〇 天六ガス爆発事故（大阪地裁）
- 四・一一 天六ガス爆発事故（大阪市交通局）
- 四・一二 天六ガス爆発事故（大阪市）
- 四・一三 天六ガス爆発事故（大阪市）
- 四・一四 天六ガス爆発事故（大阪市）
- 四・一五 天六ガス爆発事故（大阪市）
- 四・一六 天六ガス爆発事故（大阪市）
- 四・一七 天六ガス爆発事故（大阪市）
- 四・一八 天六ガス爆発事故（大阪市）
- 四・一九 天六ガス爆発事故（大阪市）
- 四・二〇 日本碍子元社員の死について、原因は慢性ベリリウム肺として遺族が提訴
- 四・二一 解体中の建物が崩れ、作業員四人転落、下敷き、重軽傷（大淀区）
- 四・二二 町役場のマイクロバスが大型保冷車に追突され横転、二十人重軽傷（兵庫・香住町）
- 四・二三 日産プリンス事件の上告審で、会社の組合間の差別扱いについて「一方の組合の弱体化を図れば不当労働行為にあたる」として会社敗訴（最高裁）
- 四・二四 三菱高島鉱で、合理化案説明会中に坑内火災発生十一人死亡、四人重軽傷（長崎）
- 四・二五 年金法改悪案成立
- 四・二六 衆院社労委で「男女雇用機会均等法案」が自民党賛成多数で可決
- 四・二七 德島森永ヒ素ミルク訴訟、「時効成立」で原告敗訴
- 四・二八 皮革会社の汚泥槽でガス中毒、一人重体、四人重軽症（姫路）
- 四・二九 厚生省、健保組合の設立基準を七〇〇人でもOKに緩和と都道府県に通知

● 料金表

部数	料金（年額）
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部数	料金（月額）
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。
近隣地区及びまとめて取扱っていたり直接手渡しで
定価でお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場
合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで
も結構です。

機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28